

重要事項説明書

令和8年4月1日現在

当施設は利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 ジェイエー長野会
- (2) 法人所在地 長野市大字南長野北石堂町1177番地3
- (3) 電話番号 026-223-0533
- (4) 代表者氏名 理事長 上原 孝義
- (5) 設立年月日 平成6年4月20日

2. 利用施設

- (1) 施設の種類の種類 指定認知症共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
平成27年3月25日指定
- (2) 施設の名称 ゆめの里 入山辺
- (3) 施設の所在地 松本市大字入山辺1453-2
- (4) 電話番号 TEL 0263-32-3370
FAX 0263-32-3371
- (5) 施設長名 倉科 桂
- (6) 当施設の運営方針
利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、認知症状の状態にある方を家庭的な環境のもとで、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の有する能力に応じた自立した安心と尊厳のある生活が営めるように、必要な援助を提供する。また、施設内で実施する諸行事等への地域住民・ボランティア・家族等の積極的参加をすすめ、地域に開かれた施設運営に努める。
- (7) 開設年月 令和8年4月1日
- (8) 入所定員 18名

3. 居室の概要

居室	個室	18室 (1室 10.03㎡~10.06㎡)
浴室	個浴	
その他、台所・食堂・リビング・地域交流スペース		

4. 職員の配置状況

管理者	1名	常勤兼務
計画作成担当者	2名	常勤兼務 (1名以上は介護支援専門員)
介護職員	12名以上	常勤兼務及び非常勤

5. 当施設が提供するサービスの内容

(1) 利用者の自立の支援と日常生活上の援助

- *入浴の介助 1週間に2回以上の入浴又は清拭
- *排泄の介助 排泄の自立について必要な援助
- *日常生活上の世話 着替え、整容その他日常生活全般の援助

(2) 食事の提供

(3) 機能訓練

利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行います。

(4) 健康管理

介護職員と提携している訪問看護ステーションの看護師が健康管理を行います。当施設では病院のような医療を行うことはできません。看護師が、治療を必要と判断した場合にはご家族に連絡し、病院に入院していただくことになります。

(5) その他

利用者の希望によりレクリエーション、農作業、外出、行事食等を随時実施します。

6. 利用料金

(1) 認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）（1日あたり）

要介護度別	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位	753単位	788単位	812単位	828単位	845単位

(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）（1日あたり）

要介護度別	要支援2
単位	749単位

上記（1）（2）に追加される当施設該当加算

- ① 医療連携体制加算（Ⅰ）ハ 37単位／月（（2）の要支援2は除く）
- ② 協力医療機関連携加算 100単位／日（（2）の要支援2は除く）
- ③ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22単位／日
- ④ 初期加算 30単位／日
（入所した日から起算して30日以内の期間。30日を越えて医療機関等に入院した後、施設に再入所した場合も同様とする。）
- ⑤ 入院時費用（1月6日を限度） 246単位／日
- ⑥ 若年性認知症利用者受入加算（40歳から65歳） 120単位／日
- ⑦ 口腔衛生管理体制加算 30単位／月
- ⑧ 管理栄養体制加算 30単位／月
- ⑨ 科学的介護推進加算（Ⅰ） 40単位／月
- ⑩ 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位／月
- ⑪ 認知症チームケア推進加算 120単位／月
- ⑫ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10単位／月
- ⑬ 退居時相談援助加算 400単位／回
- ⑭ 看取り介護加算（医師の診断により、本人又は家族の同意を得て実施）
 - 死亡日以前31日以上45日以下 72単位
 - 死亡日以前4日以上30日以下 144単位

死亡日の前日および前々日 680単位

死亡日 1280単位

⑬介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

基本サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）と上記①～⑬の合計単位の1000分の186に相当する単位数となります。

※ 利用料金は、単位数に地域区分割合（松本市は7級地に該当）の10.14を乗じた額となります。

※ 自己負担額は、利用料金に「介護保険負担割合証」に基づいた割合を掛けたものとなります。

（3）居住費

1ヵ月 54,000円（1日あたり約1,800円）

（4）食材料費

1ヵ月 39,000円（30日）（1日あたり1,300円）

（5）水道光熱費

1ヵ月 20,000円（1日あたり 約667円）

※ なお、介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者負担額を変更いたします。

※ 月途中の入退所について（3）、（4）、（5）は1日単位となります。

※ 入院時については、居住費は全額負担、水道光熱費は基本料金相当額200円（1日あたり）となります。食材料費の負担はありません。

（6）その他料金

○おむつ代 実費 ○日用品代 ○個人的に使用する介護用品

○個人的に使用する購読する新聞等 ○理美容サービス 実費

○医療費 自己負担額 ○薬代 自己負担額、実費

○レクリエーション費用 実費 ○郵送料等事務費 実費

○上記のほか買い物の費用等

○個人的に使用するテレビ使用電気代 500円（1ヵ月）

○個人的に使用するパソコン使用電気代 100円（1ヵ月）

○電気毛布を使用する電気代 300円（1ヵ月）

○その他、個人のために供する物品等の費用 実費

（7）法定代理受領

当事業所は介護保険給付に要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。

（8）利用料金のお支払い方法

料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し請求いたします。翌月18日（土日祝日の場合は翌営業日）に指定のお口座より自動口座引落しさせていただきます。

○指定金融機関 J A松本ハイランド・ゆうちょ銀行・八十二長野銀行

7. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合は、当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことにな

ります。

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立、要支援1又は認知症でないと判定された場合
- ③事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑤施設が介護保険事業者の指定を取り消された場合、事業を休止又は廃止した場合、又は指定を辞退した場合
- ⑥第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(1) 利用者からの退所の申し出（中途解除・契約解除）

利用者は、契約の有効期間中でも、当施設からの退所を申し出ることができます。その場合、退所を希望する日の5日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合は即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者によるサービス利用料金の支払いが、3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④利用者が連続して3ヵ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤利用者が老人福祉施設、老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設等に入院した場合

※ 利用者が病院等に入院された場合の対応について

- ①3ヵ月以内に退院すれば、退院後も再び当施設に入所できます。
- ②3ヵ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
- ③入院の場合の生活介助（洗濯等）については、ご家族でお願いいたします。

(3) 円滑な退所のための援助

利用者が当施設を退所する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用

者に対して速やかに行うものとします。

- ①適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ②居宅介護支援事業者の紹介
- ③その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

8. 私物引取人

- ①本契約が終了した後、利用者の私物は本人もしくは代理人が引取っていただきます。
- ②引き取りにかかわる費用は利用者の負担とします。

9. 事故発生時の対応

介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合はすみやかに関係者に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

10. 非常災害時の対応

非常災害時には別途定めるゆめの里入山辺消防計画により対応を行います。

11. 利用者情報の開示について

利用者の個人情報の開示については、別途定める「個人情報にかかる開示申請等に関する規則」により対応を行います。

12. 第三者評価の有無

① 無

令和7年7月25日

社) しなの福祉教育総研受診済み

評価結果の開示

① 無

13. サービス内容に関する相談、苦情

当施設における相談、要望、苦情等は次の窓口で受け付けます。

当施設	相談窓口	森崎 将臣
	苦情解決責任者	倉科 桂
	電話番号	0263-32-3370
	受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
松本市高齢福祉課	電話番号	0263-34-3213
	受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
国保連合会	電話番号	026-238-1550
	受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

※尚、苦情や意見等を述べた方に対して、万が一不利益な扱いを受けたとされる場合は、施設として責任ある対応を取らせていただきますので、責任者にその旨お申し出ください。

ゆめの里ヘルパーステーション訪問介護および 松本市介護予防・日常生活支援総合事業について 重要事項説明書

令和 8 年 4 月 1 日

1 当事業所のサービスの方針等

(1) ヘルパーの資質向上

計画的な研修計画に基づき各種研修会に積極的に参加し、専門知識や技術の習得と自己研鑽に努め、多様化する福祉ニーズに即応するヘルパーの資質向上に努めます。

(2) 個々の生活に合わせたサービス

ご利用者及びそのご家族に対し事前面接を実施し、ケアプランに基づき一人一人に合わせた介護計画を作成し、心のこもった訪問介護サービス又は松本市介護予防・日常生活支援総合支援事業サービスを提供し、自立支援と生活機能の維持向上に努めます。

(3) ご家族の介護負担の軽減

在宅生活の維持向上と、ご家族の介護負担軽減を図るため支援協力をします。

(4) 関係機関との連携

市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 事業所の概要

事業所名	ゆめの里ヘルパーステーション
所在地	長野県 松本市 南松本 1 丁目 2 番 1 6 号
サービスの種類	訪問介護 松本市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護相当・ 訪問型サービス A
介護保険事業所番号	号
管理者の氏名	高砂 靖
事業所の電話番号	0 2 6 3 - 2 6 - 2 2 6 0
サービス提供地域	○訪問介護 松本市、山形村、朝日村とする。ただし、平成 1 7 年 4 月 1 日合併による旧安曇村、旧奈川村、旧梓川村、旧四賀村の地区を除く ○松本市介護予防・日常生活支援総合事業 松本市とする。ただし、平成 1 7 年 4 月 1 日合併による旧安曇村、旧奈川村、旧梓川村、旧四賀村の地区を除く

3 事業所の職員体制

職 種	従事する業務	人 員	指定基準
管理者	業務の一元的な管理	1名	1名
サービス提供責任者	サービス内容等の管理	4名	2名以上
訪問介護員等	訪問介護の提供 介護予防・日常生活支援	13名 (常勤、非常勤)	2.5名以上 (常勤換算)
事務職員	事務	1名	1名

(訪問介護員等には、サービス提供責任者も含まれています)

4 営業日及びサービスの提供時間

(1) 事務所

- ①営業日 月曜日～金曜日
ただし、国民の祝日に関する法律で定める日および
12月30日～1月3日は休業日とする。
- ②営業時間 8：30～17：30

(2) 訪問介護及び松本市介護予防・日常生活支援総合事業

- ①サービス提供日 月曜日～日曜日の365日とする。
ただし12月30日～1月3日は休業日とする。
- ②サービス提供時間
通常時間 8：00～18：00
早 朝 6：00～ 8：00
夜 間 18：00～22：00
深 夜 22：00～ 6：00

5 利用料金

(1) 訪問介護

サービス単位 (通常時間)

身体介護

所要時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
単位数	163単位	244単位	387単位	567単位

生活援助

時 間	所要時間 20分以上 45分未満	所要時間 45分以上
単位数	179単位	220単位

① 加算 特定事業所加算 I 20%

介護職員等処遇改善加算 I 24.5%が適用になります。

初回加算 (一回のみ初回訪問月のサービス開始時) 200単位

緊急時訪問介護加算 (身体介護で緊急に訪問した場合) 1回 100単位

生活機能向上連携加算 I (生活機能の向上を目的とした場合) 月 100単位

- ② 基本料金に対して、早朝（午前6時から午前8時）及び夜間（午後6時から午後10時）の時間帯は25%増し、深夜（午後10時から翌日の午前6時）は50%増しとなります。
- ③ やむをえない事情で、かつ、ご利用者及びご利用者のご家族の同意を得て二人でサービスの提供を行った場合は、二人分の料金となります。
- ④ 地域区分割合 利用料は合計単位数に地域区分単価を乗じた算定となります。
（松本市は7級地に該当 単位×10.21）
利用料は、1ヶ月の合計単位数で算定されますので、実際の利用料とは誤差があります。

(2) キャンセル

- ① ご利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに当事業所まで連絡をお願いします。
連絡先 ゆめの里ヘルパーステーション
電話番号 0263-26-2260
- ② サービス前日の17時以降～当日のキャンセルにつきましては一律500円のキャンセル料をご負担いただきます。
- ※ キャンセル料は、利用者負担の支払に併せてお支払いいただきます。

(3) 松本市介護予防・日常生活支援総合事業

訪問型独自サービス

	回数	対象	サービス単位
訪問型サービス(独自)Ⅰ	週1回程度	事業対象者 要支援1・2	1月につき 1,176単位
訪問型サービス(独自)Ⅱ	週2回程度	事業対象者 要支援1・2	1月につき 2,349単位
訪問型サービス(独自)Ⅲ	週2回を超える程度	事業対象者 要支援2	1月につき 3,727単位

- ① 加算
初回加算（一回のみ初回訪問月のサービス開始時）200単位
介護職員等処遇改善加算Ⅰ 24.5%が適用になります。
- ② 地域区分割合 利用料は月額単位数に乗じた算定となります。
（松本市は7級地に該当 単位×10.21）

訪問型サービスA（定率）

	回数	対象	サービス単位
訪問型サービスⅣ	月1回～週2回まで	事業対象者 要支援1・2	1回当たり 206単位
訪問型サービスⅤ	週2回を超える程度	事業対象者* 要支援2	1回当たり 206単位
訪問型サービスⅥ	20分未満で主に 生活援助を行う場合	事業対象者 要支援1・2	1回当たり 101単位

*事業対象者は週2回までの利用を基本とする

① 地域区分割合 所定単位数に地域単価に乗じた算定となります。

（松本市は7級地に該当 単位×10.21）

（4）その他

① 交通費

通常のサービス提供地域以外の地域については、所定の交通費（1Kmあたり37円）が必要になります。

② 利用料

利用料は、介護保険負担割合証に基づいた負担額になります。

③ 利用料のお支払い方法

利用料は、月末締めとし、翌月18日（土・日・祝祭日の場合は翌営業日）に指定金融機関からのお支払い、振込、または現金支払いの方法でお支払いいただきます。

○ 指定金融機関 JA松本ハイランド・八十二銀行・ゆうちょ銀行

④ 前記5の利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。ケアプランを作成しない又は法定代理受領とならない場合等「償還払い」となる場合には、一旦ご利用者から利用料（10割）をお支払いいただき、その後、ご利用者が市町村に対し保険給付分を請求することになります。この場合、保険給付のための証明書を発行します。

⑤ 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の給付限度額を超える場合は超えた部分を含む。）には、利用料の全額が自己負担になります。（介護保険外のサービスとなる場合には、ケアプランを作成する際に介護支援専門員から説明のうえ、ご利用者の同意を得ることになります。）

6 秘密保持

（1）職員は、正当な理由がなく、業務上知り得たご利用者またはご家族の秘密は、在職中は勿論、退職後においてもこれらの秘密を第三者に漏らしません。

（2）サービス担当者会議等において、ご利用者およびご利用者のご家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得ます。

7 緊急時及び事故発生時の対応

（1）現に訪問介護、松本市介護予防・日常生活支援総合事業の提供を行っているときにご利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は歯科医師

に連絡をとる等必要な措置を講じます。

(2) 訪問介護、松本市介護予防・日常生活支援総合事業の提供により事故が発生した場合は、速やかにご利用者のご家族、居宅介護支援事業者及び市町村に連絡を行うとともに当事業所の管理者に報告します。また、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。

(3) 訪問介護、松本市介護予防・日常生活支援総合事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

8 相談、苦情受付窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様相談コーナー	電話番号	0263-26-2260
	FAX番号	0263-26-2638
	管理者	高砂 靖
	対応時間	(月曜日～金曜日、ただし祝祭日を除く) 8時30分～17時30分

その他相談機関	各市町村介護保険相談窓口	
	松本市 高齢福祉課	34-3213
	山形村 保健福祉課	97-2100
	朝日村 住民福祉課	99-2001
	長野県国民健康保険団体連合会	(026) 238-1580
	長野県社会福祉協議会	(026) 226-0110

9 福祉サービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無 実施無し

10 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人ジェイエー長野会
代表者名	理事長 上原 孝義
本部所在地及び 電話番号	長野市大字南長野北石堂町 1177 番地 3 026-223-0533